

駐車監視員活動ガイドライン(安佐南警察署)

令和6年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中のほか、その他必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

重点路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
高瀬堰入口交差点～祇園新橋北駅南交差点の間(国道54号)及びその周辺	午前7時～午後8時
緑井1丁目交差点～祇園大橋北詰の間(国道183号)及びその周辺	

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
緑井1丁目交差点～八木踏切の間(県道八木緑井線)及びその周辺	午前7時～午後8時
古市橋駅前交差点～新庄橋北詰交差点の間(県道矢口安古市線)及びその周辺	
中筋1丁目交差点～大原下橋南詰交差点の間(主要地方道広島豊平線)及びその周辺	
大原下橋南詰交差点～広域公園南口交差点付近の間(県道伴広島線及び主要地方道広島湯来線)及びその周辺	
山本小学校南交差点～大町東2丁目交差点の間(市道長束八木線)及びその周辺	
西原1丁目交差点～山本橋東詰交差点の間(市道西原山本線)及びその周辺	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
緑井地区量販店街(八木1・2丁目、緑井5・6丁目、川内5・6丁目)及びその周辺	午前7時～午後8時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
JR緑井駅付近(緑井1・2丁目)及びその周辺	午前7時～午後8時
JR大町駅付近(大町東2・3丁目、中須1・2丁目)及びその周辺	
JR古市橋駅付近(古市1～4丁目、祇園6～8丁目)及びその周辺	
JR下祇園駅付近(西原1・5丁目、祇園1～5丁目、山本1～3丁目)及びその周辺	
アストラムライン中筋駅付近(中筋1～4丁目)及びその周辺	
アストラムライン西原駅、祇園新橋北駅付近(西原2～4・6～9丁目、東原1～3丁目)及びその周辺	
アストラムライン大塚駅、広域公園前駅付近(大塚西1～7丁目、大塚東1丁目、伴南1・3～5丁目)及びその周辺	